

きのくに職域サポートローン

令和1年7月1日現在

商品名	きのくに職域サポートローン
-----	---------------

保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
融資対象者	・ 満20歳以上であること ・ 安定継続した収入があること ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・ 当金庫の会員たる資格を有する方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③当金庫の地区内において勤労に従事する方 ・ 職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規従業員でも可）
資金用途	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ①申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ②申込人が「自動車関連」「教育関連」「住宅・リフォーム関連」を資金用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金及び借換えに伴う繰上完済に係る手数料
融資金額	500万円以内（1万円以上1万円単位）
融資期間	3ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）
融資形式	・ 証書貸付
返済方法	・ 毎月元金均等返済又は毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、貸出金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回
支払方法	・原則、購入先等に振込
返済日	・ 7日、17日、27日
融資利率	・ 固定金利 年1.95%（保証料含む）
遅延損害金	・ 年14.0%
担保・保証人	・ 不要
お申込時にご用意いただくもの	・ ご印鑑（普通預金お届け印） ・ ご本人さまであることを確認できる資料 運転免許証 運転免許証を取得していない方 健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）のいずれか

	<ul style="list-style-type: none"> *外国人の場合上記書類に加えて、在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し（在留資格の記載があるもの）のうちいずれか ・見積書、請求書等資金使途が確認できる書類
<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部 顧客サービス課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>*本商品はきのくに信用金庫の目的ローンです。一般社団法人しんきん保証基金は保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>	

*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。